財 務 省 第 11入 札 等 監 視 委 員 会

平成２５年度第 ４ 回 定 例 会 議 議 事 概 要

開催日及び場所	平成２６年6月１８日（水）　　四国財務局第二会議室	
委員	委員長　藤本　邦人　（アローズ法律事務所　弁護士） 委　員　平井　健之　（国立大学法人香川大学経済学部　教授） 委　員　岡林　正文　（公認会計士）	
審議対象期間	平成２６年1月１日（水）～ 平成２６年3月３１日（月）	
抽出案件	４件	（備考）
競争入札（公共工事）	－	－
随意契約（公共工事）	－	－
競争入札（物品役務等）	３件	契約件名：レタースケールＭＰ－１２　５台等の購入 契約相手方：株式会社逸見文具店 契約金額：1,219,837円 契約締結日：平成26年２月17日 担当部局：高松国税局
		契約件名：平成25年度香川県内合同宿舎消防用設備等点検業務 契約相手方：株式会社福島商会 契約金額：1,260,000円 契約締結日：平成26年２月５日 担当部局：四国財務局
		契約件名：平成25年度四国財務局公用自動車の交換購入契約 契約相手方：香川トヨタ自動車株式会社 契約金額：2,972,025円 契約締結日：平成25年４月１日 担当部局：四国財務局
随意契約（物品役務等）	１件	契約件名：確定申告期における電話機の移設及び設定業務一式 契約相手方：南海電設株式会社 契約金額：1,218,000円 契約締結日：平成26年１月７日 担当部局：高松国税局
応札（応募）業者数１者関連	２件	※競争入札（物品役務等）の「平成25年度四国財務局公用自動車の交換購入契約」、随意契約（物品役務等）の「確定申告期における電話機の移設及び設定業務一式」に同じ
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
【案件１】 **「レタースケールＭＰ－１２　５台等の購入」** 契約相手方 ： 株式会社逸見文具店 契 約 金 額 ： 1,219,837円 契約締結日 ： 平成26年２月17日 担 当 部 局 ： 高松国税局	
今回、購入したレタースケールと同程度の機能を有した製品は、他社の製品にはなかったのか。	他社の製品についても検討を行ったが、当局の仕様を満たす機種は、今回、購入した機種のみであったため、その中で一番安価な製品を選択した。
今回、交換したＲＯＭカードは、消費税率が10%に引き上げられた場合に対応しているのか。 再度、交換する必要があるのか。	当局で事前に製造メーカーに確認したところ、交換したＲＯＭカードは、今回の消費税率変更に伴い、改定された郵便料金にのみに対応しているとのことであった。そのため、消費税率が10%に引き上げられ、郵便料金が改定された場合は、再度、改定後の郵便料金に対応するＲＯＭカードを購入し、交換する必要がある。
【案件２】 **「平成25年度　香川県内合同宿舎消防用設備等点検業務」** 契約相手方 ： 株式会社福島商会 契 約 金 額 ： 1,260,000円 契約締結日 ： 平成26年２月５日 担 当 部 局 ： 四国財務局	
各住宅の自治会が実施していた消防用設備等の点検業務を平成25年度から国が実施することとした理由は。	従前は、各住宅の自治会が点検業務を実施していたが、消防法上の点検回数が増加したこと、各住宅毎の点検・管理に差異が生じていることから、予算を確保し、平成25年後期より国で実施することとなったもの。
今回の入札参加資格では、消防用設備の点検業者や機器の製造メーカーでも参加は可能か。	全省庁統一資格において「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」で「C」・「D」等級で四国地域の資格を有する者とし、消防用設備士又は消防設備点検資格者を常時雇用する者としていることから、要件を満たす者であればだれでも参加は可能である。
今回の業務で、参加者の入札価格に差があるのはなぜか。	基本的には、手持ちの業務量の状況・会社の規模等で差が生じていると思われるが、今回落札した者は、これまでいくつかの住宅の「消防用設備」の点検業務を行っており、そのことで点検・報告書の作業に係る部分で経費の節減が見込めたからと思われる。
点検結果の検査はどのようにしているのか。	業務完了時に提出される「点検結果報告書」（点検有資格者作成：当局確認後消防署へ提出）及び「点検状況の写真等」について内容を精査するとともに修繕

	内容等についても確認やヒアリングを実施して完成検査を行っている。
【案件３】 **「確定申告期における電話機の移設及び設定業務一式」** 契約相手方 ： 南海電設株式会社 契 約 金 額 ： 1,218,000円 契約締結日 ： 平成26年１月７日 担 当 部 局 ： 高松国税局	
今回、公募による応募が１者のみであったが、複数者から応募があった場合は、どのような手続きを行うことになるのか。	一般競争入札を行うことになる。
電話機の設置保守業者以外の業者が、電話機の移設及び設定業務を行うことはできないのか。	当局において、電話機の設置保守を行っている他の業者に確認したところ、他の業者が設置保守を行っている電話機については、責任が持てない等の理由で申し込みを辞退している。
電話交換機の取扱説明書を入手する等、電話機の設置保守業者以外の業者でも業務を行えるように、改善すべきではないか。	電話交換機の取扱説明書等、どのような書類があれば、電話機の設置保守業者以外の業者でも業務を行うことができるのかについて検討し、今後の調達の参考としたい。 また、公募の際に他の業者に声かけを行う等、競争性が確保されるように改善していきたい。
予定価格の積算において、一部の業者からの見積金額が高く、予定価格を引き上げているのではないか。	当該見積金額は、実際に業者から提出された見積書の金額である。 なお、予定価格の積算においては、当局の契約実績、複数の業者からの見積書及びインターネットで公表されている単価等を勘案して算出しており、適正な予定価格であると考えている。
【案件４】 **「平成25年度　四国財務局公用自動車の交換購入契約」** 契約相手方 ： 香川トヨタ自動車株式会社 契 約 金 額 ： 2,972,025円 契約締結日 ： 平成25年４月１日 担 当 部 局 ： 四国財務局	
仕様書の要件を満たす車種は何車種あるのか。また、１者応札となった理由は何か。	当局で事前に調査したところでは、要件を満たす車種はメーカーでは２社、３車種であった。また、車種によってはメーカー系列の全ての販売店で取扱っているので、香川県内に限定しても少なくとも数社は応札可能であったとみている。従って、今回の仕様書の要件下においても十分競争が働く状況にあった。 １者応札になった理由については、関係者等から聴き取り調査を行っているものの、特段の理由は見当た

	らなかった。
仕様書でハイブリッド自動車としているが、ガソリン自動車ではだめなのか。	国の公用車の調達にあたっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）等に基づくことが義務付けられており、同法等において「排出ガス」、「燃費」について高い基準が要求されているものの、「ハイブリッド自動車」に」限定されている訳ではない。 しかしながら、国等には、「出来る限り環境負荷の少ない物品等の調達に努めること」が求められていること等を踏まえて、今回の入札においては、「ハイブリッド自動車」の調達を行ったものである。
自動車購入における「総合評価落札方式」による入札は今回が初めてなのか。「総合評価落札方式」の理解が難しいため応札者が少なかったのではないのか。	自動車の「総合評価落札方式」による入札は今回が初めてではない。同入札は、国、地方公共団体全体で見れば、少なくとも平成20年度からは実施されているので、当地においてもこれまでかなりの数が実施され既に浸透していると思われる。従って、「総合評価落札方式」を採用したことと、応札者が少なかったこととの間に因果関係はないと判断している。